

富士市総合体育館等整備・運営事業
募集要項

令和3年4月9日

富士市

目次

I.	募集要項の定義	1
II.	事業の概要	2
1.	事業名称	2
2.	事業に供される公共施設の種類	2
3.	公共施設の管理者の名称	2
4.	事業の目的	2
5.	事業の内容	3
III.	民間事業者の募集及び選定に関する事項	7
1.	民間事業者の募集及び選定方法	7
2.	民間事業者の募集・選定スケジュール	7
3.	応募者が備えるべき参加資格要件	8
4.	募集手続等	11
IV.	優先交渉権者の決定に関する事項	17
1.	審査委員会の設置	17
2.	優先交渉権者の審査方法	17
3.	審査の基準	17
4.	優先交渉権者の決定・公表	17
V.	事業の契約・実施に関する事項	18
1.	特別目的会社の設立等	18
2.	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	18
3.	その他事業の実施に関する事項	18

I. 募集要項の定義

この募集要項は、富士市（以下「市」という。）が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき特定事業として選定した富士市総合体育館等整備・運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を募集及び選定するために、公表するものである。

また、この募集要項と付属資料（「要求水準書」、「優先交渉権者選定基準」、「様式集及び提案記載要領」、「基本協定書（案）」、「事業契約書（案）」、「モニタリング基本計画書」（募集要項と付属資料を総称して、以下「募集要項等」という。）は、一体のものである。

事業の基本的な考え方については、令和3年3月5日に公表した実施方針再修正版と同様であるが、応募者は募集要項等の内容を熟読のうえ、応募に必要な書類を提出すること。

なお、募集要項等と実施方針再修正版に相違のある場合は、募集要項等の規定が優先するものとする。

II. 事業の概要

1. 事業名称

富士市総合体育館等整備・運営事業

2. 事業に供される公共施設の種類

総合体育館等

3. 公共施設の管理者の名称

富士市長 小長井 義正

4. 事業の目的

市では、昭和 46 年に策定した第二次富士市総合計画から、市民スポーツの推進を図ることなどを目的として総合体育館を整備する方針を示してきた。

平成 13 年に策定した第四次富士市総合計画では総合体育館建設の検討が盛り込まれ、平成 21 年には関係者や市民によって「富士市総合体育館及び武道館基本構想報告書」が提出されたが、新たなごみ処理施設建設などの財政需要の増加により、建設が先延ばしとなっていた。

そのような中、平成 28 年 10 月から富士総合運動公園体育館が耐震強度不足により利用を中止したことにより、市民の体育館に対する需要が逼迫し、新たな総合体育館の建設が急務となった。

総合体育館整備に当たっては過去から幾度か検討が重ねられてきた中、国の施策や経済状況、市の財政状況や公共施設マネジメントによる施設整備の見直し等により、スポーツ施設整備を取り巻く環境は変化している。そのため、総合体育館建設に向けて、平成 21 年に提出された「富士市総合体育館及び武道館基本構想報告書」の内容等を参考にしながら、改めて近年のスポーツ施設整備における最新の現状分析を行い、社会情勢の変化に対応した「富士市総合体育館整備基本構想」を平成 30 年 6 月に、「富士市総合体育館整備基本計画」を令和元年 6 月に策定した。

本事業は、各種競技大会やスポーツ教室等が実施でき、市民スポーツの推進を図ることができる総合体育館の整備に加え、体育館単体としてだけでなく、富士総合運動公園全体としての価値を高められる施設、合宿を中心としたスポーツ交流・スポーツツーリズムを推進できる施設として運営することを目的とする。

5. 事業の内容

(1) 対象施設

本事業の対象施設は、施設整備が必要な総合体育館等と、総合体育館等とともに運営・維持管理が必要な既存公園施設（総合体育館等と既存公園施設を総称して以下「本施設」という。）から構成されるものとする。詳細は要求水準書のとおり。

① 総合体育館等

総合体育館等は、以下の施設から構成されるものとする。

- ア 総合体育館
- イ 総合体育館敷地
- ウ 総合体育館駐車場
- エ 既存体育館

② 既存公園施設

既存公園施設は、以下の施設から構成されるものとする。なお、富士総合運動公園内にある静岡県富士水泳場は県の施設であるため対象外とする。

- ア 野球場
- イ 陸上競技場
- ウ 相撲場
- エ 庭球場
- オ 弓道場
- カ 運動広場
- キ その他園地

(2) 対象業務

本事業において、PFI 法第 2 条第 5 項に定められる選定事業者が本事業を実施することのみを目的に設立される株式会社である特別目的会社（以下「PFI 事業者」という。）は、以下の業務を実施するものとする。

- ① 統括管理業務
- ② 施設整備業務
- ③ 運営対象施設の運営準備業務※₁
- ④ 運営対象施設の運営業務
- ⑤ 運営対象施設の維持管理業務
- ⑥ 管理棟（旧温水プール）の解体撤去業務

⑦ 民間自主事業

※1：次項に示す管理棟（旧温水プール）の利活用がある場合、PFI 事業者が運営・維持管理を行う総合体育館等（D敷地駐車場を除く。）及び既存公園施設の総称を「運営対象施設」という。なお、管理棟（旧温水プール）の利活用がない場合、運営対象施設は本施設と同義とする。

(3) 管理棟（旧温水プール）の利活用

PFI 事業者若しくは応募者又は応募者が PFI 事業者とは別途設立する特別目的会社（以下「PFI 事業者等」）は、独立採算により、管理棟（旧温水プール）を利活用することができる。PFI 事業者等が、管理棟（旧温水プール）の利活用を求めた場合、市は、管理棟（旧温水プール）を無償にて、PFI 事業者等に貸し付ける。

PFI 事業者等は、管理棟（旧温水プール）を利活用しない場合は令和7年4月以降速やかに管理棟（旧温水プール）の解体撤去業務を行うものとし、利活用した場合は事業期間完了までにおいて管理棟（旧温水プール）の解体撤去業務を行うものとする。なお、温水プールは令和2年6月30日をもって供用を終了しているが、管理棟（旧温水プール）の軽体育室や事務所は令和7年3月31日までは施設の利用を本市が継続するものとする。

(4) 事業外の業務等

以下の業務については、本事業の対象外とする。

- ① 総合体育館等の整備範囲外に埋設されている熱導管の撤去
- ② 既存公園施設の修繕業務（小修繕を除く）
- ③ 運営・維持管理業務期間開始までのC敷地（要求水準書 p. 14 及び p. 16 参照）の駐車場の運営及び管理

(5) 事業方式

PFI 事業者が、総合体育館等の設計業務、建設・解体業務及び工事監理業務（以下「施設整備業務」という。）を行った後、その所有権を市に移転したうえで、総合体育館等と既存公園施設を一体的に運営業務及び維持管理業務（以下「運営・維持管理業務」という。）等を行う BT0 (Build-Transfer-Operate) 方式とする。

(6) 事業期間

本事業の事業期間は、令和4年4月1日から令和22年3月31日までとし、その内訳は以下のとおりとする。

施設整備業務の期間	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
運営準備業務の期間	令和6年10月1日から令和7年3月31日まで
運営・維持管理業務の期間※2	令和7年4月1日から令和22年3月31日まで

※2：C敷地に整備される駐車場については、他の施設（総合体育館等）に先行して供用を開始するものとする。運営・維持管理業務の開始までは、市が運営及び維持管理する。詳細については、要求水準書のとおり。

※3：管理棟（旧温水プール）の解体撤去業務の実施期間は、管理棟（旧温水プール）の利活用に依存するため、提案によるものとする。

(7) 公の施設の設置及び管理等について

① 設置及び管理に関する条例

本施設は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定による公の施設として整備するため、その設置及び管理に関する事項は、別途条例で定める。

② 指定管理者の指定

本施設の運営・維持管理業務においては、PFI事業者を地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者として指定することを予定している。

(8) PFI事業者の収入

① 施設整備業務等に係る対価

総合体育館等の施設整備業務及び施設整備期間中の統括管理業務に係る対価は、事業契約書においてあらかじめ定める額とし、一部を出来高に応じて、残りの一部を割賦方式にて、市がPFI業者に支払う。

② 運営・維持管理業務等に係る対価

運営対象施設の運営準備業務及び運営・維持管理業務、運営・維持管理委期間中の統括管理業務に係る対価は、事業契約書においてあらかじめ定める額とし、運営準備業務及び運営・維持管理業務の期間にわたり市がPFI業者に支払う。

③ 管理棟（旧温水プール）の解体撤去業務等に係る対価

管理棟（旧温水プール）の解体撤去業務及びD敷地駐車場の施設整備に係る対価は、事業契約書においてあらかじめ定める額とし、全額一括払により、市がPFI事業者に支払う。

④ 本施設の利用料金

PFI事業者は、条例で定める額の範囲内において、本施設の利用料金を自らの収入とする。

III. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 民間事業者の募集及び選定方法

本事業は、施設整備業務、運営等の各業務の実施を通じて、民間事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い事業能力を総合的に評価することが必要である。したがって、市は、競争性の担保及び透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するものとする。

2. 民間事業者の募集・選定スケジュール

民間事業者の募集・選定に当たってのスケジュールは、下表のとおりとする。

日程	内容
令和3年4月6日	募集要項等の公表
令和3年4月19日	募集要項等に関する質問の締切り（参加資格関係）
令和3年4月26日	募集要項等に関する質問の締切り（参加資格関係以外）
令和3年5月10日	募集要項等に関する質問への回答（参加資格関係）
令和3年5月24日	参加表明書及び参加資格確認書類の受付
令和3年6月3日	募集要項等に関する質問への回答（参加資格関係以外）
令和3年6月8日	参加資格確認結果通知
令和3年6月29日	競争的対話の実施（第1回）
令和3年7月29日	競争的対話の実施（第2回）
令和3年9月30日	提案審査書類の受付
令和3年11月上旬	提案審査書類の審査・プレゼンテーション
令和3年11月中	優先交渉権者の決定
令和3年12月中	選定事業者との基本協定の締結
令和4年1月中旬	PFI事業者との事業仮契約の締結
令和4年3月	PFI事業者との事業本契約締結

3. 応募者が備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成

- ① 本事業に応募できるものは、複数の企業から構成される企業グループ（以下「応募者」という。）とする。
- ② 応募者は、統括管理業務を実施する企業（以下「統括管理企業」という。）、設計業務を実施する企業（以下「設計企業」という。）、建設・解体業務を実施する企業（以下「建設企業」という。）、工事監理業務を実施する企業（以下「工事監理企業」という。）、運營業務を実施する企業（以下「運営企業」という。）及び維持管理業務を実施する企業（以下「維持管理企業」という。）から構成されるものとする。
- ③ 応募者を構成する企業のうち、(2)②アからカまでの複数の要件を満たす企業は、当該要件を満たす複数の業務を実施することができる。ただし、建設企業と工事監理企業については、同一の企業が兼ねることができないものとする。
- ④ 応募者を構成する企業は、議決権の保有割合に応じて、以下のとおり分類されるものとする。
 - ア PFI 事業者に出資のうえ最大の議決権を保有し、かつ、PFI 事業者から直接業務を受託又は請け負う企業（以下「代表企業」という。）
 - イ PFI 事業者に出資のうえ議決権を保有し、かつ、PFI 事業者から直接業務を受託又は請け負う企業（以下「構成企業」という。）
 - ウ PFI 事業者の議決権を保有しないものの、PFI 事業者から直接業務を受託又は請け負う企業（以下「協力企業」という。）
- ⑤ 代表企業は、応募者を代表して応募手続きを行うものとする。
- ⑥ 市内に本店を有する企業を構成企業及び協力企業に加えるよう努めるものとする。

(2) 応募者の資格要件

① 共通の要件

応募者は、いずれの者も、以下に掲げる全ての事項を満たすものとする。

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 会社更生法に基づく更生手続開始、民事再生法に基づく再生手続開始又は破産法に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。
- ウ 参加表明書の提出期限の日までに、「富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」又は「富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- エ 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。
 - (ア) 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人

に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)であると認められる者

(イ)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

(ウ)役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

(エ)役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

(オ)前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

オ 本事業のアドバイザー業務である「富士市総合体育館整備事業に係る事業化支援業務委託」の受託者及びその協力会社である、株式会社日本総合研究所、株式会社AD PLANEX及び西村あさひ法律事務所並びにこれらの者と資本又は人事等において一定の関連のある者(会社法第2条第3号又は第4号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。以下同じ。)でないこと。

カ 審査委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本若しくは人事等において一定の関連のある者でないこと。

② 個別の要件

ア 統括管理企業

統括管理企業は、以下の要件をいずれも満たしていることを要する。

- ・ 募集要項等公表年度における富士市入札参加資格(建設工事、建設関連業務、物品の買入れ等のいずれか)の審査登録者であること。

イ 設計企業

設計企業は、以下の要件をいずれも満たしていることを要する。

- ・ 募集要項等公表年度における富士市入札参加資格(建設関連業務)の審査登録者であること。
- ・ 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所として登録されていること。
- ・ 平成17年度以降において、延床面積6,000㎡以上の屋内運動施設に係る基本又は実施設計業務を、元請として完了した実績を有すること。なお、

共同企業体（JV）で応募する場合、共同企業体を構成する企業のうちいずれか1者が当該実績を有すればよいものとする。

ウ 建設企業

建設企業は、以下の要件をいずれも満たしていることを要する。

- ・ 募集要項等公表年度における富士市入札参加資格（建設工事）の審査登録者であること。
- ・ 建設業法第3条第1項の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ・ 平成17年度以降において、延床面積6,000㎡以上の屋内運動施設に係る建設工事を、元請として完了した実績を有すること。なお、共同企業体（JV）で応募する場合、共同企業体を構成する企業のうちいずれか1者が当該実績を有すればよいものとする。
- ・ 監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（提案審査書類の提出日において雇用期間が3ヶ月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。ただし、参加表明書提出時点において、配置予定の監理技術者及び主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって、参加表明を行うことは差支えないものとする。

エ 工事監理企業

工事監理企業は、以下の要件をいずれも満たしていることを要する。

- ・ 募集要項等公表年度における富士市入札参加資格（建設関連業務）の審査登録者であること。
- ・ 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所として登録されていること。
- ・ 建設企業が兼務していないこと。

オ 運営企業

運営企業は、以下の要件をいずれも満たしていることを要する。

- ・ 募集要項等公表年度における富士市入札参加資格（物品の買い入れ等）の審査登録者であること。
- ・ 平成17年度以降において、都市公園法第2条に基づく運動公園の運営業務を継続して1年以上受託した実績を有すること。なお、共同企業体（JV）で応募する場合、共同企業体を構成する企業のうちいずれか1者が当該実績を有すればよいものとする。

カ 維持管理企業

維持管理企業は、以下の要件をいずれも満たしていることを要する。

- ・ 募集要項等公表年度における富士市入札参加資格（物品の買い入れ等）の審査登録者であること。
- ・ 平成 17 年度以降において、都市公園法第 2 条に基づく運動公園の維持管理業務を継続して 1 年以上受託した実績を有すること。なお、共同企業体 (JV) で応募する場合、共同企業体を構成する企業のうちいずれか 1 者が当該実績を有すればよいものとする。

(3) 応募に関する留意点

- ① 参加表明書の提出以降において、応募者の変更は認めない。ただし、応募者を変更せざるを得ないやむを得ない事情が生じた場合で、市が変更を認めた場合はこの限りではない。
- ② 参加資格確認基準日は、参加表明書の受付日とする。なお、参加資格確認基準日の翌日から市による優先交渉権者の選定日までの間に、応募者が参加資格を満たさなくなったと認められる場合は、市はその時点で当該応募者を審査の対象としない。
- ③ 参加表明書の提出以降、応募者は、同時に他の応募者となることはできないものとする。

4. 募集手続等

(1) 募集要項等の公表

募集要項等は、市のウェブサイトで公表する。

なお、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、説明会は開催しない。

(2) 募集要項等に関する質問の受付、回答の公表（参加資格関係）

募集要項等に記載された内容（参加資格関係）に関する質問の受付、並びに回答の公表を次のとおり行う。

① 受付期間

令和 3 年 4 月 9 日（金）～ 4 月 19 日（月）17 時（必着）まで

② 提出方法

募集要項等に関する質問がある者は、その内容を簡潔にまとめ、「募集要項等に関する質問書（参加資格関係）」（様式 1 - (1)）に記入し、電子メールにより送信（送信後には電話で着信を確認）すること。その際、電子メールの件名は「募集要項等に関する質問書（参加資格関係）」とすること。

③ 提出及び連絡先

〒417-8601

静岡県富士市永田町1丁目100番地

富士市市民部スポーツ振興課

電子メールアドレス：si-sports@div.city.fuji.shizuoka.jp

電話：0545-55-2722

④ 回答の公表

市は、質問及びその回答を、令和3年5月10日（月）までに、市のウェブサイトで公表する。

なお、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると市が判断したものについては、当該質問者にのみ回答を行う。

(3) 募集要項等に関する質問の受付、回答の公表（参加資格関係以外）

募集要項等に記載された内容（参加資格関係以外）に関する質問の受付、並びに回答の公表を次のとおり行う。

① 受付期間

令和3年4月9日（金）～4月26日（月）17時（必着）まで

② 提出方法

募集要項等に関する質問がある者は、その内容を簡潔にまとめ、「募集要項等に関する質問書（参加資格関係以外）」（様式1－（2））に記入し、電子メールにより送信（送信後には電話で着信を確認）すること。その際、電子メールの件名は「募集要項等に関する質問書（参加資格関係以外）」とすること。

③ 提出及び連絡先

〒417-8601

静岡県富士市永田町1丁目100番地

富士市市民部スポーツ振興課

電子メールアドレス：si-sports@div.city.fuji.shizuoka.jp

電話：0545-55-2722

④ 回答の公表

市は、質問及びその回答を、令和3年6月3日（木）までに、市のウェブサイト
で公表する。

なお、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると市が判断したものについては、当該質問者にのみ回答を行う。

(4) 参加表明書の受付及び参加資格審査結果の通知

応募者の代表企業は、次のとおり参加表明書等の参加資格審査に必要な書類を提出し、事前に市の参加資格確認を得なければならないものとする。なお、提出する書類の詳細は「様式集及び提案記載要領」を参照すること。

① 提出期限

令和3年5月24日（月）17時（必着）まで

② 提出方法

参加表明書等の提出は、提出先へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により行うものとし、電子メール又はFAXによるものは受け付けない。なお、持参の場合は事前に提出予定日時を電話にて連絡すること。

③ 提出及び連絡先

〒417-8601

静岡県富士市永田町1丁目100番地

富士市市民部スポーツ振興課

電子メールアドレス：si-sports@div.city.fuji.shizuoka.jp

電話：0545-55-2722

④ 参加資格確認結果通知

参加資格の確認結果は、令和3年6月8日（火）をめぐりに、応募者の代表企業に対して書面により通知する。

なお、参加資格確認の結果、参加資格がないと認められた応募者は、通知を受けた日から7日以内に、市に対してその理由について書面により説明を求められることができるものとする。市は、説明を求めた者に対し、説明要求を受けた日から7日以内に、書面により回答する。

(5) 競争的対話の実施

市は、参加資格審査を通過した者（以下「資格審査通過者」という。）に対し、対面方式での質疑応答を実施する。

① 実施時期

ア 第1回競争的対話

令和3年6月29日（火）（予定）

イ 第2回競争的対話

令和3年7月29日（木）（予定）

② 実施場所

富士市役所内会議室（予定）

③ 参加単位

参加資格があると認められた応募者（企業グループ）単位とする。なお、応募者のすべての構成企業または協力企業が参加する必要はないが、代表企業は必ず参加すること。基本的に参加人数の制限は設けない予定であるが、会場の都合上、参加人数の制限を設ける場合は別途、各応募者の代表企業に対して通知する。

④ 参加方法

応募者の代表企業は、「競争的対話の参加申込書兼質問書（第1回）」（様式3-（1））又は「競争的対話の参加申込書兼質問書（第2回）」（様式3-（2））に記入し、電子メールにより送信（送信後には電話で着信を確認）すること。その際、電子メールの件名は「競争的対話参加申込書」とすること。

市は、競争的対話の参加申込を受け付けた後、速やかに具体的な日時、場所等を各応募者の代表企業に通知する。

⑤ 申込期限

ア 第1回競争的対話

令和3年6月15日（火）17時（必着）まで

イ 第2回競争的対話

令和3年7月9日（金）17時（必着）まで

⑥ 提出及び連絡先

〒417-8601

静岡県富士市永田町1丁目100番地

富士市市民部スポーツ振興課

電子メールアドレス：si-sports@div.city.fuji.shizuoka.jp

電話：0545-55-2722

⑦ 留意事項

競争的対話への参加は義務付けるものではないため、必ず参加する必要はない。また、参加の有無が直接的に優先交渉権者を決定する際の審査に影響するものではない。

競争的対話は、対面による意見交換を原則とする。市及び応募者相互の意思疎通を円滑にするために、応募者が意見交換の場に図面、資料等を提示することを推奨する。

(6) 提案審査書類の受付

資格審査通過者は、次のとおり、提案審査書類を市に提出すること。提案審査書類の作成方法については、「様式集及び提案記載要領」に従うこと。

① 提出期限

令和3年9月30日（木）17時（必着）まで

② 提出方法

提案審査書類の提出は、提出先へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により行うものとし、電子メール又はFAXによるものは受け付けない。なお、持参の場合は事前に提出予定日時を電話にて連絡すること。

③ 提出及び連絡先

〒417-8601

静岡県富士市永田町1丁目100番地

富士市市民部スポーツ振興課

電子メールアドレス：si-sports@div.city.fuji.shizuoka.jp

電話：0545-55-2722

(7) 提出書類の取り扱い

① 著作権

提出書類の著作権は、原則として応募者に帰属する。ただし、市は、広報活動等に必要範囲において、無償で使用できるものとする。

なお、選定事業者の提出書類の著作権は、事業契約の締結により市に使用許諾が付与されるものとする。

② 特許権等

応募者が提出書類において、第三者が有する特許権等の権利を使用したことによって生じる責任は、応募者が負うものとする。

③ その他

提出書類は返却しない。優先交渉権者選定後、優先交渉権者とならなかった応募者の提出書類について、市は、情報公開が必要な範囲においてその一部を公開する場合がある。

(8) 予定価格

本事業の予定価格は 9,956,947,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。この価格を上回る提案は失格とする。

IV. 優先交渉権者の決定に関する事項

1. 審査委員会の設置

優先交渉権者の決定にあたり、市は、PFI 法第 11 条に規定する客観的な評価を行うために、有識者等から構成される審査委員会を設置する。

なお、審査委員会は非公開とし、応募者が、優先交渉権者決定までに審査委員会の委員に対し、本事業に関連した接触を行った場合は失格とする。

審査委員会を構成する委員は、次のとおり。

氏名	区分	所属・役職
山口 直也	委員長	青山学院大学大学院 会計プロフェッション研究科教授
亀井 暁子	委員	静岡文化芸術大学 デザイン学部デザイン学科准教授 富士市都市計画審議会委員
村田 真一	委員	静岡大学 地域創造学環准教授 富士市スポーツ推進審議会委員
杉山 克秀	委員	総合型地域スポーツクラブ NPO 法人 F-SPO 代表 一級建築士、富士市スポーツ推進審議会委員
川口 順子	委員	市民代表（元中学校保健体育教諭）
有川 一博	委員	富士市市民部長
鈴木 裕子	委員	富士市産業経済部富士山・観光課長

2. 優先交渉権者の審査方法

提案審査書類を提出した者を対象に、審査委員会による提案内容のプレゼンテーション及び提案内容に対するヒアリングを行う。実施時期は令和 3 年 11 月を予定している。日時、場所等の詳細は事前に代表企業に通知する。

3. 審査の基準

審査の基準については、「優先交渉権者選定基準」のとおり。

4. 優先交渉権者の決定・公表

市は、審査委員会の評価結果を基に、最も評価点の高い者を優先交渉権者として選定する。この場合において、市は、優先交渉権者を除く者で評価点の高い者から順に交渉権の優先順位を付け、優先交渉権者が辞退等した場合における交渉権者とする。

市は、優先交渉権者の決定後、その結果を全ての応募者に対して通知するとともに、審査結果を市のウェブサイトにおいて公表する。

V. 事業の契約・実施に関する事項

1. 特別目的会社の設立等

基本協定を締結した選定事業者は、仮契約の締結前までに、特別目的会社を富士市内に設立しなければならないものとする。

2. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法令上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法令上及び税制上の措置等は想定していないが、新たな措置が適用可能となった場合は、措置を行うように努める。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

PFI 事業者が事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を PFI 事業者が受けることができるよう努める。

(3) その他支援に関する事項

事業実施に必要な許認可等に関して、市は必要に応じて協力を行う。

3. その他事業の実施に関する事項

(1) 議会の議決

① 事業契約の締結に関する議決

市は、PFI 法第 12 条に基づく事業契約の締結に関する議案については、令和 4 年 2 月開催の市議会定例会に提出する予定である。

② 指定管理者の指定に関する議決

市は、PFI 事業者を指定管理者として指定することに関する議案については、令和 6 年 9 月開催の市議会定例会までに提出する予定である。

(2) 応募に伴う費用負担

本事業の応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。

(3) 情報公開及び情報提供

本事業は、富士市情報公開条例に基づき情報公開を行う。また、情報提供は、インターネット等を通じて行う。

(4) 問い合わせ先

富士市市民部スポーツ振興課

○住所 : 〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地

○電話 : 0545-55-2722

○FAX : 0545-57-0177

○E-mail : si-sports@div.city.fuji.shizuoka.jp